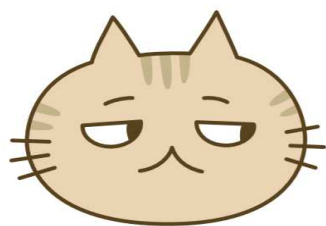


3 階部分 = 企業年金について…④

企業年金…。『年金』って
言われると遠い未来のことだと
思ってたけど、違うんだねー♪



『年金』っていう言葉に惑わされるんだよ…
まだまだ関係ない話とってしまうから。
そう言えば、「働いている年数」のこと
気になってなかった。



そうだった！
定年までに退職した場合の
『企業年金』の受け取り方！



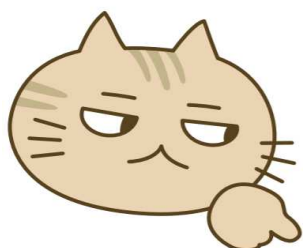
そう、『脱退一時金』の説明だったよね。
「加入者期間」 = 「働いている期間」に
よって受け取る種類が違うって部分。



「3年以上」とか、
「20年未満」とか…？
その年数で区切られてたよね？



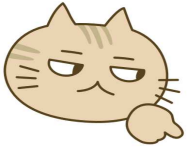
そうだよ。「企業年金」に加入したからといっても、
すぐに辞めてしまったり、条件を満たすための
「加入者期間」が短いと、選択肢が減ったりするからさ。



『脱退一時金』ってどんな仕組み？

脱退一時金

- ・加入者期間が3年以上20年未満の加入者が退職したとき。
- ・加入者期間が20年以上の加入者が60歳未満で退職したとき。



『企業年金ノート』では、加入者自身がどれに当てはまるのかわかりやすいように、フローチャートを掲載してくれてるんだよ。

例①：加入者が「加入期間（働いていた期間）15年」で会社を辞めた場合

企業年金の給付 うけられる給付を 調べてみましょう

企業年金ノート



加入者期間や退職時の年齢によって、基金からうけられる給付が異なります

加入者期間は何年ですか？

いずれかをお選びください

20年以上

3年以上20年未満

~~3年未満~~

後ほど説明します。

企業年金からの
給付はありません。

退職したのは何歳ですか？

いずれかをお選びください

60歳定年退職

60歳未満

まずは働いていた期間で選ぼう。



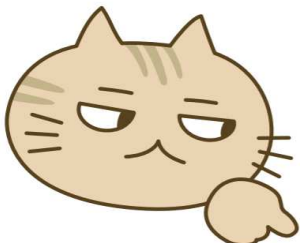
年齢ではないんだ



3年以上働かないともらえないんだね…
そして20年以上働いていると、また次に
選べる項目がある…。選択肢が増えるのかな



そうそう、そこなんだよ！！ 選択肢が増えるってこと！
20年以上働いていると、今までずっと説明してきた「年金」として
受け取る権利が発生するんだよ。ちょっと難しいから後ほど説明するよ。
とりあえず【3年以上20年未満】の説明を続けるからね。



年金をうける条件を満たしていない場合 加入者期間20年未満で 退職したとき

企業年金ノート



退職時に脱退一時金をうけるか他制度へ移すか選択

加入者期間20年未満で退職したときは年金をうける条件を満たしていないため、退職時に脱退一時金をうけるか、他制度へ移すか選択します。

基準給与/会社の退職金規定に定める基礎額

20年以上働かないと、年金を選べないんだ



「脱退一時金」を退職後すぐに一括で受け取ること。

加入者期間20年未満で退職

選択

「脱退一時金」を他の年金制度へ持ち運ぶこと。

退職時にうける

脱退一時金

他制度へ移す

ポータビリティ

後ほど説明します。



「企業年金」に加入している期間が、長ければ長いほど将来（老後）に必要な『お金』の受け取り方の選択肢が増えていく…。今のうちから制度の事を理解しておこうよ。

今回のまとめ

ノーリツの企業年金は、定年を迎える前に退職した場合でも、「加入者期間」が3年以上あれば、『脱退一時金』を退職後に一括で受け取ることができる。20年以上については次回説明します♪

次回は、「3階部分=企業年金について… ⑤」をお送りします♪